

入札監理小委員会における審議結果報告

①「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」

②「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要及び事業の目的

再犯を防止する上で、刑務所出所者等の就労の確保が極めて重要であり、関係省庁が一体となって推進すべき大きな課題であることから、法務省との連携の下、矯正施設・更生保護関係機関と職業安定機関との連携体制の強化を図り、刑務所出所者等に対する就労支援を行う。

① 事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保する業務を行う。

② 刑務所出所者等に対し、職場体験講習、試行雇用等を行う事業主に対する職場体験講習実施奨励金等の支給等の業務を行う。

○ 事業期間

①及び②の事業は、いずれも事業期間は1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）であり、市場化テスト2期目である。

(2) 選定の経緯

本事業は、随意契約（平成29年度は企画競争、平成30年度・令和元年度は公募）で実施してきたところ、1者応札が継続しており競争性に課題が認められる事業として、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

2. 競争性改善のために行った取組について

○ 事業者からのヒアリング結果を踏まえた対応

【①の事業について】

協力雇用主等支援員（職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者、矯正・更生保護行政について見識を有する者など）の配置が望ましいとしていたことについて、同支援員の配置が必須であるかのように考えていたとの意見を踏まえ、同支援員の配置は任意である旨を明確化した。(①5/47ページ)

【①及び②の事業について】

・従来の実施状況における情報開示の充実

必要な人員を割り出すため、従来の実施状況において、実績の兼務の割合が分かるようにしてほしいとの意見を踏まえ、従来の実施状況に関する情報開示において、兼任者が当該業務に従事する割合を記載するとともに、開拓求人数及び接触者数において、目標値に対する実績を明確化するなど、情

報を充実させた。(①23/47ページ、②19/35ページ)

・入札スケジュールの延長

入札公告から入札書類を提出するまでの期間がやや短かったとの意見を踏まえ、前回（市場化テスト1期目）の事業において、公告期間を約1か月程度に延長していたところ、更に2週間延長する。(①9/47ページ、②8/35ページ)

○ 入札参加資格の要件の緩和

①の事業について、従前の事業では、本事業を過去に受託した実績のみを評価する項目を設定していたところ、市場化テスト1期目の事業において、本事業と類似する業務の実績を評価することとし、さらに、本事業においては、これに加え、自主事業として類似の事業を実施した実績を評価することとし、入札参加資格の要件を緩和する。(①21/47ページ)

○ 事業者への周知

入札公告の前に、①の事業については、更生保護に関する事業を実施している事業者や、就労支援を行っている事業者などに対し、本事業を周知・広報する。

また、②の事業については、上記の事業者に加え、事務的な能力を有すると思われる事業所に対しても、本事業を周知・広報することにより、新規事業者の参入を促進することとしている。

3 実施要項（案）の審議結果について

○ 実施要項の表現の明確化等

表現が明確でないとの指摘を受け、下記のとおり修正した。

- ・ 定例会議の内容、それに係る議事録の様式についての明確化（①41/47ページ、②34/35ページ）
- ・ 目標における開拓求人数の計上方法の明確化、目標が達成されていない場合の対応を明記（①7/47ページ）
- ・ 受託者が扱う情報の明確化（①12/47ページ）
- ・ 啓発・支援業務の内容の明確化（①40/47ページ）
- ・ 関係機関の内容の明確化（①5/47ページ）等

○ その他、事業規模等の観点からの効率性等にも鑑みて、評価審議の際に、分割の是非等も含めて分析等を行うこととされた。

4 パブリックコメントの対応について

令和2年10月1日(木)から同月14日(水)までパブリックコメントを実施した結果、15件の意見があったところ、事業実施の詳細に関する意見があったことから、実施要項の変更は行わないものの、仕様書に記載することとしたほか、別紙2の評価基準及び採点表のうち、必須項目の配点に関する記載を修正した。